

沖縄県青少年保護育成条例の改正 (児童ポルノ等の要求禁止)

沖縄県では、青少年の「自画撮り被害」を防止するため、
沖縄県青少年保護育成条例で次のことを定めています。

【令和元年7月1日施行】

1. 18歳未満の青少年に対し、当該青少年の児童ポルノ等の提供を求めることを禁止。
2. 次の方法で提供を求めた者は罰金 30 万円以下。

- ・拒否されたにもかかわらず提供を求める
- ・威迫し、欺き又は困惑させる方法
- ・対償を供与し、又はその供与の約束をする方法



【お問い合わせ先】

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
TEL 098-866-2174 FAX 098-868-2402
E-mail:aa022004@pref.okinawa.lg.jp

困ったときの相談窓口 ～緊急時は110番～

—【ヤングテレフォン（県警少年サポートセンター）】—

TEL:0120-276-556

(フリーダイヤル・携帯からも通話可)

利用時間：09:30～18:15

—【沖縄警察相談窓口】(24時間対応)—

TEL:#9110又は098-863-9110

—【メール相談SOS】(受信は24時間対応)—

沖縄県警察HPからアクセスできます。

E-mail:soudan@police.pref.okinawa.jp

一人で悩まず、
お電話ください。



携帯電話会社と連携した 「スマホ・ケータイ」人権教室について

那覇地方法務局及び沖縄県人権擁護委員連合会は、平成28年から新たな取組として、株式会社NTTドコモと連携した「スマホ・ケータイ人権教室」を沖縄県下の小・中学生に対して実施しています。

昨今、スマートフォンや携帯電話の普及が拡大し、メールやSNS、無料通話アプリ等を介したインターネットのいじめが社会問題となっており、こうした状況を踏まえ、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性について、専門家であるNTTドコモから最新情報を学ぶとともに、ネットいじめ等のインターネットトラブルに巻き込まれた場合の人権相談窓口について生徒や保護者に周知を図ることを目的としています。詳しくは、最寄りの法務局に御相談ください。

那覇地方法務局【人権擁護課】TEL:098-854-1215

【沖縄支局】TEL:098-937-3278

【名護支局】TEL:0980-52-2729

【宮古島支局】TEL:0980-72-2639

【石垣支局】TEL:0980-82-2004

STOP! 自画撮り!

～人権侵害から子どもを守ろう～

未来の私から
現在の私へ
その写真送らないで



 沖縄県

平成31年度人権啓発活動地方委託事業